

技 第 2 0 2 号  
令和7年5月20日

島根県建設産業団体連合会長 様

島根県土木部技術管理課長  
(公 印 省 略)

土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（災害復旧事業版）の策定について

このことについて、別添のとおり関係機関へ通知しましたので、お知らせします。

島根県 土木部 技術管理課  
土木設計基準係  
電話：0852-22-5390

写し

技 第 2 0 2 号

令和 7 年 5 月 2 0 日

隠岐支庁各関係局長  
土木部各関係課長  
土木部各地方機関の長 } 様

土木部技術管理課長

土木請負工事における現場環境改善費の積算要領(災害復旧事業版)の策定について(通知)

このことについて、要領を策定しましたので、関係職員へ周知願います。  
なお、市町村へは別途参考送付しています。

記

1. 対象工事

土木部所管公共土木施設(公園、港湾を除く)に関する災害復旧工事

2. 適用

令和 7 年 4 月 1 日以降に公告された災害復旧工事

なお、令和 7 年 3 月 31 日以前の災害査定において、現場環境改善費(避暑(熱中症対策)・  
避寒対策費)を計上していない現場においても計上が可能です。

3. 留意事項

- ・本費用の追加計上については、設計変更協議(重変)の対象ではありません。ただし、追加計上額を含めた工事費の増減額が決定工事費の 3 割以内(当該工事費の 3 割に相当する金額が 300 万円以下であるときは 300 万円以内)でかつ、1,000 万円以下の場合に限ります。
- ・費用を追加計上する際は、積算システムの設計書総括情報画面における「現場環境改善費・イメージアップ」の項目は、「空欄」または、「12 現場環境改善费率計上なし」を選択し、積上げにより計上してください。

4. その他

積算要領は技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータルライブラリ」に併せて登録します。

なお、「職員ポータルライブラリ」の登録先は下記のとおりです。

土木部-技術管理課-01-03-425【設計積算基準関連通知】現場環境改善費積算要領(災害復旧事業版)

土木部 技術管理課  
土木設計基準係  
電話 : 0852-22-5390